

答 申 第 4 号

平成23年12月2日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成22年4月14日付け芦総財第34-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

2010年度の予算案の中で、「金額の多い5事業」及び「総務部のなかで金額の
多い事業（前記を除く）」（但し、いずれも下記「イ」の文書があるもの）についての
（ア）予算要求書，最終査定書（なければ請求日時点のもの），添付資料など，及び
（イ）予算見積（書）作成のために経費を想定・予定する参考資料とする目的で関係
業者から取得した見積書に類する文書又は聞き取って作成した文書の公開請求につ
いてなされた平成22年1月27日付け公文書非公開決定処分（芦総財第630号）
に対する異議申立てに関する諮問

第1 本審査会の結論

本件公開請求に対し、芦屋市長（以下「実施機関」という。）は、別表のとおり文書を特定し、平成22年1月27日付け芦総財第630号で文書 a, c, e, g, i, k, l につき非公開決定処分を行い、平成22年2月26日付け芦総財第696号においても、文書 a, c, e, g, i, k のうち、積算内容、金額の一部及び枠外の表示項目（以下「積算内容等」という。）及び文書 l については非公開とする一部非公開決定を行ったが、積算内容等及び文書 l については、公開することが妥当である。

第2 本件の事実経過

本件の事実経過は次のとおりである。

平成22年1月12日 文書 a, c, e, g, i, k, l について公開請求（以下「公開請求1」という。）が行われた。

平成22年1月27日 芦総財第630号で、文書 a, c, e, g, i, k, l について非公開決定（以下「原処分1」という。）が行われた。

なお、本決定通知書では、「3 公文書を公開しない理由が消滅する期日」欄の期日は、市議会に対し平成22年度予算の議案説明を行う翌日の平成22年2月17日とされていた。

平成22年2月17日 公開請求1と同内容の公開請求（以下「公開請求2」という。）が行われた。

平成22年2月26日 芦総財第696号公文書部分公開決定（以下「原処分2」という。）が行われた。

なお、本決定では、積算内容等及び文書 l が非公開とされた。

平成22年3月24日 原処分1に対し異議申立て（以下、「本件異議申し立て」という。）が行われた。

平成22年4月14日 本件異議申し立てにつき本審査会に諮問が行われた。

第3 異議申立ての理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成22年1月12日付けで芦屋市

情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、公開請求1を行ったことに対して、実施機関が平成22年1月27日付けで行った原処分1の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 実施機関が管理する情報については公開を原則とし、行政機関側の主観的判断に基づいて非公開とするならば、その範囲が不当に拡大する危険性があり、情報公開制度の実質的意味が失われることにもなりかねない。
- (2) 公開請求1の時点において、仮に最終査定書が存在していなかったとしても、予算要求書や査定書は一定確定したものが存在しているはずである。
- (3) 予算要求書や査定書に基づいた2010年度の予算案は3月26日の議決を伴って予算として成立するものではあるが、予算案の段階で公表することは予定されているものであり、公開しても意思形成に著しい支障を生じるとは考えられない。
- (4) 予算編成過程の公開をホームページで実施している自治体や、予算策定過程の見積書、当初予算要求書、予算内示書などを全面的に公開している自治体が存在するほか、予算編成の査定状況から結果までを市民に公表し、意見を求めている自治体もあることから、芦屋市（以下「本市」という。）のみが「公正かつ迅速な意思形成に著しい支障を生じるおそれがある」ことを非公開の理由とすることに正当性は認められない。
- (5) 原処分1の通知書の「3 公文書を公開しない理由が消滅する期日」欄において記載された平成22年2月17日に公開請求2を行い、原処分2により、文書a, c, e, g, i, kが部分公開されたが、公開請求1の時点で公開されなかったことについて異議があり、非公開とすることについて正当性は認められない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書及び本審査会での意見陳述において主張している内容は次のように要約される。

- 1 最終査定書は公開請求1の時点において本市内部での協議又は調整段階であり、最終的な意思形成に至っていない未成熟なものであり、公開することにより、

市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、条例第7条第4号の意思形成過程情報に該当する。

- 2 予算要求書や不確定な査定書を比較考量することで、事業の存否及び当初予算要求からの金額等の変遷などが明らかとなれば、各事業の利害関係者の混乱を招くばかりか、市議会への議案提出前に行政外部から予算編成の修正要望等が寄せられ、行政内部において自由かつ率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、予算要求書や査定書は意思形成過程情報に該当する。
- 3 原処分1の通知書の「3 公文書を公開しない理由が消滅する期日」欄の期日については、意思形成に支障が生じる余地がなくなる日として、本市内部で予算案が確定し、市議会へ議案説明を行う翌日に当たる平成22年2月17日とした。
- 4 平成22年2月17日に公開請求2については、原処分2により、文書 a, c, e, g, i, k のうち、事前に公開すると当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとして、契約等に係る積算内容や金額等の部分（のみ）を条例第7条第5号の事務事業情報に該当するものとして非公開とし、他の部分については公開とした。

このうち、ごみ焼却施設制御に関する改修事業は公開請求2の時点では計画段階であり、計画期間変更の可能性があること、公開によって3年間事業を継続することが判明すれば、事業者継続受注の期待を与え、入札額等に影響が生じる可能性があることを理由に、非公開としたが、その後、計画期間が変更されたため、現時点では、公開しても不利益は生じないと考えられる。

また、福祉医療費助成事業に要する経費、子ども手当に係る経費、児童扶養手当法等に係る経費及び市立保育所運営費については、各予算額について個別に非公開の可否を判断せず、今回の部分公開決定処分による公開の範囲が本市の公開基準の先例になると考え、見積合せ参加業者（以下「業者」という。）が事前に事業実施前の予算額を知ることにより、また、将来の予算額を推定することにより、競争の意思が働かず、業者が提示する金額が予算額上限まで引き上げられるなど、公正な競争が阻まれるおそれがあることを理由に、非公開としたが、事務用品等のうち購入内容が不確定で最小限度の金額を計上したものについては、公開しても不利益は生じないと考えられる。

第5 本審査会の判断

本件異議申立ては、原処分1に対するものであるが、原処分1において非公開とされた積算内容等及び文書1は、原処分2においても非公開とされた。他方、

原処分1において非公開とされたその他の部分は公開されている。この公開された部分については異議申立ての利益が失われていると言うべきであるが、原処分2においても非公開とされた積算内容等及び文書1については、異議申立てが継続しているものとして、判断を行うこととする。

1 本件文書と議会での予算審議との関係

本件公開請求の対象文書は、実施機関が議会に提出する予算書を作成するに当たり基礎としたものであり、対象文書そのものは議会に提出されていない。従って、対象文書は一般の行政文書と同様に取り扱うことができる。それを結果として公開することになっても、公開で行われる議会での予算審議の仕組み及び議会の予算審議権との間での抵触ないし調整の問題は生じない。

2 積算内容等の非公開情報該当性について

積算内容等のうち、枠外の表示項目を除く部分を公開することにより、業者が予算額を知り得ることになり、見積合せ（案件によっては競争入札）において業者が提示する金額が予算額上限まで引き上げられる可能性は否定できない。しかし、契約締結を目指す業者間の競争原理が適正に働いているならば、各業者が可能な限り低い価格で見積もることが予想され、契約金額が高止まりになる可能性は低いと考えられる。また、契約締結後、業者は契約金額、契約業者について知ることが可能であり、実際の契約金額の一部は、決算書において確認することが可能であることから、業者は過去の契約金額を参考に積算すると考えられる。したがって、公開によって業者の提示する見積額に直ちに影響を及ぼすおそれがあるとは言いがたい。しかも、毎年経済状況は変化するものであり、各年度の予算が次年度に影響する可能性は未知数であり、積算内容等のうち、枠外の表示項目を除く部分を公開しても、客観的かつ具体的支障のおそれは認められない。

さらに、予算編成過程は、住民にとって関心のある事柄であり、透明性の確保が求められており、公開によってもたらされる利益を十分に配慮する必要がある。

積算内容等のうち、枠外の表示項目は、システム出力日等を表現しているに過ぎない。

以上のことから、積算内容等は、公開しても当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号の事務事業情報には該当しないので、公開すべきである。

3 文書 l の非公開情報該当性について

非公開とされた文書 l の項目内容、金額は、原処分 2 の時点において公開された文書 k の積算内容、金額の各項目と一致する部分が多く、当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第 7 条第 5 号の事務事業情報には該当しないので、公開すべきである。

したがって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

別表

事業所管課	事業費名	文書記号	文書名	文書保管課
環境処理センター	ごみ焼却施設制御に関する改修事業に係る経費	a	・平成22年度予算要求書, 最終査定書	財政課
		b	・改修計画案 2009.3 (平成21年3月作成の芦屋市環境処理センターごみ焼却施設改修工事統一発注仕様書の一部) ・改修計画案 2009.6.1	環境処理センター
保険医療助成課	福祉医療費助成事業に要する経費	c	・平成22年度予算要求書, 最終査定書	財政課
		d	・見積書 ・平成22年度予算要求内容	保険医療助成課
こども課	子ども手当に係る経費	e	・平成22年度予算要求書, 最終査定書	財政課
		f	・見積書 ・節別要求基準 ・概算要求基準 ・法令集パンフレット ・保守料支払内訳.xls/22 保守料一覧(課集計) ・子供手当対象児童数及び世帯数 ・平成22年度児童手当支払額予測(所得制限有り平成22年2月~平成23年1月分) ・平成22年度児童手当支払額予測(所得制限撤廃分平成22年4月~平成23年1月分)	こども課

事業所管課	事業費名	文書記号	文書名	文書保管課
			・平成22年度子ども手当 支払額予測(平成22年4 月～平成23年1月分) (児童手当の差額分)	
こども課	児童扶養手当法 等に係る経費	g	・平成22年度予算要求 書, 最終査定書	財政課
		h	・見積書 ・平成22年度児童扶養手 当予算資料(母子) ・平成22年度児童扶養手 当予算資料(父子) ・概算要求基準	こども課
	市立保育所運営 費	i	・平成22年度予算要求 書, 最終査定書	財政課
		j	・見積書	こども課
財政課	市立芦屋病院事 業助成費	k	・平成22年度予算要求 書, 最終査定書	財政課
		l	・平成22年度病院繰出金 ・年度別一般会計からの繰 入金一覧表	財政課

文書 b, d, f, h, j については, 平成23年度答申第2, 3, 5号において判断の対象とする。

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 4 月 14 日	諮問書の受理
平成 22 年 7 月 26 日	第 1 回審議
平成 22 年 9 月 8 日	異議申立人意見陳述 第 2 回審議
平成 22 年 10 月 28 日	第 3 回審議
平成 23 年 3 月 30 日	諮問実施機関事情聴取 第 4 回審議
平成 23 年 4 月 21 日	第 5 回審議
平成 23 年 5 月 19 日	第 6 回審議
平成 23 年 6 月 16 日	第 7 回審議
平成 23 年 7 月 22 日	第 8 回審議
平成 23 年 8 月 11 日	第 9 回審議
平成 23 年 10 月 4 日	第 10 回審議
平成 23 年 10 月 27 日	第 11 回審議
平成 23 年 11 月 14 日	第 12 回審議